

議案第15号

三朝町税条例等の一部改正について

次のとおり、三朝町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例等の一部を改正する条例

（三朝町税条例の一部改正）

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則  第7条の3の2 平成22年度から <u>平成43年</u> <u>度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>平成33年</u> までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含	附 則  第7条の3の2 平成22年度から <u>平成41年</u> <u>度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>平成31年</u> までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含

<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三朝町税条例等の一部を改正する条例（平成28年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

三朝町税条例等の一部を改正する条例第2条の規定中三朝町税条例第89条及び附則第16条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等にあつては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるもの</u></p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割の減免</u>を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割の減免</u>を受けた者は、その<u>事由</u>が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等にあつては、<u>軽自動車税を減免することができる</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益のため直接占有するものと認める軽自動車等</u></p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その<u>理由</u>が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p>

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後  
段の規定による車両番号の指定（以下こ  
の条において「初回車両番号指定」とい  
う。）を受けた月から起算して14年を経  
過した月の属する年度以後の年度分の軽  
自動車税に係る第82条の規定の適用につ  
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げ  
る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と  
する。

<u>第2号ア</u>	略
-------------	---

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第  
82条の規定の適用については、当該軽自  
動車が平成28年4月1日から平成29年3  
月31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合には、平成29年度分の軽自動車  
税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	略
-------------	---

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリン  
を内燃機関の燃料として用いるものに限  
る。次項において同じ。）に対する第82  
条の規定の適用については、当該軽自動  
車が平成28年4月1日から平成29年3月  
31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合には、平成29年度分の軽自動車  
税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	略
-------------	---

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号  
に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規  
定の適用を受けるものを除く。）に対す

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3  
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後  
段の規定による車両番号の指定（以下こ  
の条において「初回車両番号指定」とい  
う。）を受けた月から起算して14年を経  
過した月の属する年度以後の年度分の軽  
自動車税に係る第82条の規定の適用につ  
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げ  
る規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	略
-----------------	---

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号  
に規定する3輪以上の軽自動車に対する  
第82条の規定の適用については、当該軽  
自動車が平成27年4月1日から平成28年  
3月31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合において、平成28年度分の軽  
自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	略
-----------------	---

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号  
に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリ  
ンを内燃機関の燃料として用いるものに  
限る。次項において同じ。）に対する第  
82条の規定の適用については、当該軽自  
動車が平成27年4月1日から平成28年3  
月31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合において、平成28年度分の軽自  
動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	略
-----------------	---

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号  
に規定する三輪以上の軽自動車（前項の  
規定の適用を受けるものを除く。）に対

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	略
-------------	---

する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	略
-----------------	---

第3条 三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) <u>第2条（三朝町税条例附則第16条の改正部分に限る。）及び附則第4条の2の規定</u> 平成29年4月1日</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条（三朝町税条例附則第6条及び附則第16条の改正部分を除く。）</u>、</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条<u>（三朝町税条例附則第6条の改正部分を除く。）</u>、<u>第3条及び第5条の規定並びに附則第3条第2項及び附則第5条の規定</u> 平成29年4月1日</p> <p>(2) 略</p>

第3条及び第5条の規定並びに附則第3条第2項及び附則第5条の規定 平成31年10月1日

第3条 略

- 2 第2条の規定による改正後の三朝町税条例（附則第5条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 略

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条の2 第2条の規定中改正後の三朝町税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第5条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第3条 略

- 2 第2条の規定による改正後の三朝町税条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 略

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 第2条の規定による改正後の三朝町税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 第2条の規定による改正後の三朝町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(三朝町税条例の一部改正)

第4条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																										
附 則	附 則																										
( <u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u> )	( <u>軽自動車税の税率の特例</u> )																										
第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 <del>が</del> <u>最初の法第444条第3項に規定する</u> 車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 <del>が</del> <u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u> 車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円	10,800円	12,900円		3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第2号ア	3,900円	4,600円																									
	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
	2 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号</u> に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自																										

動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条及び次条の規定は、平成31年10月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 第 4 条の規定による改正後の三朝町税条例附則第16条の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。